

処分・指導を行った日	事業者名	処分・指導の種類	事故概要	処分・指導内容
2019年9月4日	福本フェリー株式会社	輸送の安全確保に関する命令	<p>平成31年4月15日、福本フェリー株式会社のフェリー「第拾貳小浦丸」について、船舶安全法に基づく中間検査の受検時期を超えて営業運航した旨事業者からの報告により発覚した。</p> <p>4月15日、6月17日及び6月21日、中国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>9月4日、安全統括管理者は、事業所として就航船舶の状態を一元的に管理するため、船舶安全法に定める検査の受検計画に留意した配船計画の策定などの措置を講じることを含む命令を行った。</p>	<p>1. 安全統括管理者は、事業所として就航船舶の状態を一元的に管理するため、船舶安全法に定める検査の受検計画に留意した配船計画の策定などの措置を講じること。</p> <p>また、船舶検査証書の有効期間や中間検査の検査時期等について、複数の担当者により確認できるよう、常に就航船舶の船内及び事業所内での掲示等を行うこと。</p> <p>2. 安全統括管理者は、事故等における関係機関への報告を徹底するため、安全管理規程の事故処理基準に定める「事故等の範囲」や「非常連絡表」について就航船舶の船内での掲示等を行うこと。</p> <p>3. 安全統括管理者は、安全管理規程に定める作業基準に基づき、乗下船作業の手順を船内に掲示するなどして、現場作業員に着岸作業における係船索の係止を徹底させること</p> <p>4. 安全統括管理者は、就航船舶の各種機器等の定期的点検整備が確実に励行されるよう、今後の点検整備計画を策定し、確実に実施させ記録するなどの改善策を講じること。点検整備計画には、少なくとも、これまでの安全運航の支障要因ともなっている機器の故障（操舵不能、ランプドア作動不能、主機関停止、クラッチ操作不能）の再発防止策を含むものとする。</p> <p>また、発航前点検においても、これらの機器に故障が生じていないか確認するとともに、点検簿に結果を記録すること。さらに、上記点検整備計画及び発航前点検に係る改善策について安全管理規程の改定を行うこと。</p>
2019年10月9日	三洋汽船株式会社	輸送の安全確保に関する指導	<p>令和元年9月21日11時45分頃、三洋汽船株式会社の旅客船「ホワイトスター2」は、旅客23名を乗せ、岡山県笠岡市高島港に着岸時、操船を誤り、棧橋に衝突した。旅客2名が軽傷を負った。</p> <p>9月27日、中国運輸局の運航労務監理官が海上運送法に基づく監査を実施した。</p> <p>10月9日、安全管理規程第50条に基づき、事故調査委員会を設置し、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善を図ることを含む指導を行った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全管理規程に基づき、事故調査委員会を設置し、事故の原因及び事故処理の適否を調査し、事故の再発防止及び事故処理の改善を図ること</li> <li>・安全管理規程に基づく安全教育及び訓練を実施し、その効果を検証すること</li> </ul>